

社会医療診療行為別調査でのNDBデータ利用について(報告)

社会医療診療行為別調査での利用について

(概要)

- 厚生労働省大臣官房統計情報部による社会医療診療行為別調査においては、昨年よりレセプト情報・特定健診等情報データベースよりデータ提供を受け、実施されているところ。
- その際は、「レセプト情報・特定健診等情報の提供に関するガイドライン」において、「第7 提供依頼申出に対する審査」「5 有識者会議の審査を省略することができる利用」の条件「厚生労働省の各部局が、その所掌する事務の範囲内で作成し、公表する統計資料の作成のために利用する場合」に相当していることから、有識者会議における個別審査は行わず、第8回有識者会議において提供に関する報告を行ったところ。
- 平成24年度分についても、大臣官房統計情報部において平成24年6月審査分のレセプトデータを用いて同調査を行うこととなっており、今回も、保険局から統計情報部に対し、レセプト情報・特定健診等情報データベースのデータ提供を行う予定としている。
- 社会医療診療行為別調査の詳細はウェブサイト(<http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/26-19.html>)を参照。